

**関東学院大学（学部）**  
**2021年度入学生初年度学費及びその他諸納金**

（単位 円）

学 部		国際文化学部	社会 学部	経済 学部	経営 学部	法 学 部	理工 学部	建 築 ・ 環 境 学 部	人 間 共 生 学 部		栄 養 学 部	教 育 学 部	看 護 学 部	納 入 方 法 等
									コミュニケーション 学 科	共生デザイン 学 科				
学 費	入 学 金	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	※(1) 290,000	授業料、施設費、実験実習費及び法学部の教育充実費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	授 業 料	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	950,000	950,000	790,000	890,000	890,000	890,000	1,000,000	
	施 設 費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	330,000	330,000	250,000	250,000	250,000	250,000	350,000	
	実 験 実 習 費	15,000	12,000	—	—	—	90,000	130,000	69,000	67,000	72,000	69,000	170,000	
	教 育 充 実 費	—	—	※(1) 4,000	※(1) 4,000	10,000	—	—	—	—	—	—	—	
諸 納 金	学 会 費	8,000	8,000	9,000	9,000	10,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	学生会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	教 養 学 会 費	※(1) 4,000	※(1) 4,000	—	—	※(1) 4,000	※(1) 3,000	※(1) 3,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	
	学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険 料	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	
	学 生 活 動 支 援 費	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	
	学 部 学 生 会 費	—	—	—	—	—	※(2) 2,000	※(2) 2,000	—	—	—	—	—	
委 託 徴 収 金	同 窓 会 費	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	※(1) 50,000	後援会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	後 援 会 費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
合 計	入 学 時 納 入 金 額	887,660	886,160	880,660	880,660	886,160	1,054,660	1,074,660	921,660	970,660	973,160	971,660	1,127,160	10月25日までに納入
	1年次10月納入金額	529,000	527,500	522,000	522,000	527,500	695,000	715,000	565,000	614,000	616,500	615,000	770,500	
	合 計	1,416,660	1,413,660	1,402,660	1,402,660	1,413,660	1,749,660	1,789,660	1,486,660	1,584,660	1,589,660	1,586,660	1,897,660	

- 〔注〕 1. 授業料、施設費、実験実習費、学生会費及び法学部の教育充実費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
2. ※(1)印は、入学時のみ納入するものとし、翌年度以降は納入不要とする。  
3. 後援会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
4. ※(2)印は、4月に全額を納入するものとし、休学等の理由により4月未納で秋学期に復学する場合は、10月に全額を納入するものとする。  
5. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。  
6. 在学中の学費は、経済情勢の変動により、改定することがある。